

(1) 基礎控除の改正

合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正前		改正後
	令和6年分	令和7年分	令和8・9年分
132万円以下 (200万3,999円以下)	48万円	95万円	104万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	16万円		
2,500万円超 (2,695万円超)	0円 (基礎控除の適用なし)		

(2) 給与所得控除最低保障額の改正

現行の給与所得控除最低保障額		65万円
令和8年度 改正	給与所得控除 (本則)	+4万円
	給与所得控除 (特例)	+5万円
↓		
令和8・9年の給与所得控除額 (最低保障額)		合計 74万円

(3) 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【令和8年分・令和9年分】

